

別表（第13条関係）

未熟児養育医療費用徴収基準額表

階層区分	世帯の階層区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B	A階層を除き当該年度分の市民税非課税世帯		2,600	260	
C	A階層を除き当該年度分の市民税均等割の額のみの課税世帯		5,400	540	
D	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市民税の課税世帯であって、その市民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	D 1	7,900	790
		15,001円から21,000円まで	D 2	10,800	1,080
		21,001円から51,000円まで	D 3	16,200	1,620
		50,001円から87,000円まで	D 4	22,400	2,240
		87,001円から171,300円まで	D 5	34,800	3,480
		171,301円から252,100円まで	D 6	49,400	4,940
		252,101円から342,100円まで	D 7	65,000	6,500
		342,101円から450,100円まで	D 8	82,400	8,240
		450,101円から	D 9	102,000	10,200

		579,000円まで			
		579,001円から 700,900円まで	D 1 0	123,400	12,340
		700,901円から 849,000円まで	D 1 1	147,000	14,700
		849,001円から 1,041,000円まで	D 1 2	172,500	17,250
		1,041,001円から 1,222,500円まで	D 1 3	199,900	19,990
		1,222,501円から 1,423,500円まで	D 1 4	229,400	22,940
		1,423,501円以上	D 1 5	全額	左の徴収額の10%ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円

備考

- この表のC 1階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D 1～D 15階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。
- 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 当該年度の市民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市民税によることとする。

4 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

5 徴収月額決定の特例

(1) 同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額(2)による日割計算後の額)の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算基準額によりそれぞれ算定するものとする。

(2) 入院期間が、1カ月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。ただし、D15階層に属する世帯については、この限りではない。

$$\text{徴収基準月額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

(3) 前号の規定により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(4) 児童に民法(明治29年法律第89号。以下「民法」という。)

第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

6 世帯階層区分の認定

(1) 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市民税の課税の有無等により行うものである。

(2) ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等

内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものとする。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

- 7 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、市長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。
- 8 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。
- 9 平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。